

令和3年度甲賀市特定不妊治療費助成事業について

体外受精、顕微授精（特定不妊治療）を受けられた方に、治療費の一部を助成します。
また、男性の不妊治療費についても、一部助成をします。（上限 50,000 円）

【対象者】 次の全ての条件を満たしている方

- ◎ 滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成を受けた方で、治療に要した費用の全額の助成を受けていない夫婦
- ◎ 法律上の婚姻をしている夫婦または婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある方
- ◎ 助成申請時ならびに助成決定時において、いずれか一方又は両方が1年以上前から市内に居住し、甲賀市に住民登録をしている方
- ◎ 申請月が4～6月の方は、助成申請時に市民税（市民税、固定資産税及び軽自動車税）を完納している方
申請月が7～3月の方は、助成申請時に市民税の滞納がない方

【申請書類】

※滋賀県の申請書類とは異なります。1～6をご確認の上、申請してください。

1. 特定不妊治療費助成申請書兼実績報告書（様式第1号）
2. 滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書の写し
または特定不妊治療費助成事業受診証明書（様式第2号）
3. 医療機関発行の今回の特定不妊治療における保険外診療分の領収書の写し

※滋賀県の助成を受けた特定不妊治療に要した費用（保険外診療分）から県助成額を差し引いた金額が助成対象となります。

甲賀市の申請までに領収書を使用する場合は、コピーを取ってください。

4. 滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業決定通知書の写し
5. 甲賀市に住所がある方の市税納付状況調査同意書、または納税証明書（申請日から1か月以内のもの）

※甲賀市に住所があれば夫・妻ともに必要です。（事実婚の場合であっても同様です。）

- ・ 申請月が4～5月の場合は令和2年度（令和元年年分）納税証明書を提出してください。
- ・ 申請月が6～3月の場合は令和3年度（令和2年年分）納税証明書を提出してください。

※納税証明書の発行がされない場合

- ・ 申請月が4～6月の場合は、課税証明書または非課税証明書を提出してください。
- ・ 申請月が7～3月の場合は、市民税の滞納がない証明書を提出してください。

6. **事実婚関係に関する申立書**

※婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方のみ提出が必要です。

【申請の期限】

- ◎滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業決定通知書の日から90日以内
90日を超える場合はすこやか支援課にご相談ください。

【助成額・助成回数】

- ◎初めて助成を受けられる際の妻の治療開始時の年齢が40歳未満である夫婦
43歳になるまでに通算6回まで
- ◎初めて助成を受けられる際の妻の治療開始時の年齢が40歳以上43歳未満である夫婦
43歳になるまでに通算3回まで

【申請窓口及びお問い合わせ先】

窓 口	住 所	T E L / F A X
すこやか支援課	〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地	TEL 69-2169 FAX 63-4085
水口保健センター	〒528-0005 甲賀市水口町水口5607番地	TEL 62-5336 FAX 63-4591
土山保健センター	〒528-0211 甲賀市土山町北土山1715番地	TEL 66-1105 FAX 66-1564
甲賀保健センター	〒520-3414 甲賀市甲賀町大久保507番地2	TEL 88-6556 FAX 88-6557
甲南保健センター	〒520-3308 甲賀市甲南町野田810番地	TEL 86-5934 FAX 86-8029
信楽保健センター	〒529-1851 甲賀市信楽町長野1251番地	TEL 82-3113 FAX 82-3138